

別紙2 QA集（医療機関等）

No	概要	質問	回答
1	処理内容	包括的合意の保険者間調整とはどのような仕組みですか。	被保険者証の確認漏れ等による資格誤りの診療報酬明細書は、本来、保険者より保険医療機関等へ過誤返戻し医療機関等において訂正の上、再請求していただけます。しかしながら、保険証の発行誤り等、医療機関等に非がない場合に過誤返戻した場合、医療機関等の事務手続きが煩雑になります。包括的合意の処理は医療機関等へレセプトを返戻せず、旧保険者から正しい請求先への保険者へ請求を振り替える処理を行い、医療機関等に既に支払われた診療報酬の支払額には影響しないように処理いたします。
2	処理内容	包括的合意の保険者間調整の対象となるレセプトを教えてください。	旧保険者と新保険者がともに国民健康保険で、且つ医療機関等への診療報酬の支払額に変更がない場合です。（月途中で資格変更が生じているレセプトについては取扱できません。）
3	委任状提出意義	委任状はどうして提出しなければならないのですか。	包括的合意による保険者間調整を実施するためには、医療機関等から本会に診療報酬請求権の代理権の付与及び行使等の委任を行うことが必要となりますので、委任状を提出いただく必要があります。
4	委任状提出	委任状 若しくは 委任拒否状 は必ず提出しなくてはならないのでしょうか。	委任状 若しくは 委任拒否状 必ずどちらかを提出してください。 平成31年3月までは、以前、厚生労働省からの通知に基づき、三師会（福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会）から提出のありました同意書に基づき対応します。 提出がない場合、包括的合意に基づく保険者間調整の対象レセプトも過誤返戻となり、一度、診療報酬を返還していただくことになります。
5	委任状提出遅れ	締切日までに提出ができませんでした。どのようにすればよいのでしょうか。	お早めに提出をお願いします。 なお、提出された委任状に基づく処理はレセプト受理日までに到着の場合翌月からとなります。 平成31年3月処理分までは、以前、厚生労働省からの通知に基づき、三師会（福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会）から提出のありました同意書に基づき対応します。 平成31年3月以降も提出がない場合、包括的合意に基づく保険者間調整の対象レセプトも過誤返戻となり、一度、診療報酬を返還していただくことになります。
6	委任状態変更	提出後に変更したい場合の対応方法を教えてください。	本会ホームページの「保険医療機関・施術所の方へ」に提出様式（委任状・委任拒否状）を掲載しております。 取得しましたら、記入しレセプト受理日までに送付してください。 新たに提出のありました様式に基づく対応は、翌月からとなります。
7	過誤返戻	委任状を提出した場合、今後過誤返戻はなくなるのでしょうか。	包括的合意に基づく保険者間調整に関する処理のみとなります。 それ以外の被保険者証の確認漏れ等による資格誤りでの過誤返戻は今までどおりとなります。
8	重複提出	委任状・委任拒否状をどちらも送ってしまいました。	本会で確認の上、御連絡します。 なお、事前にお気づきの場合は本会担当まで御連絡をお願いします。 本会担当：業務審査課 過誤調整係 024-523-2761
9	医療機関等コード変更（新規）	医療機関等コードが変更になりました。手続きの流れを教えてください。	医療機関等コードが変更になった場合は新たに委任状・委任拒否状を提出していただけます。 本会から別途送付しますので、記入しレセプト受理日までに送付してください。
10	医療機関等コード変更（廃止）	今後医療機関等を廃止し、国保連合会へレセプトを提出する予定はありません。この場合でも委任状・委任拒否状の提出は必要ですか。	医療機関等廃止後（支払がなくなつてから）も包括的合意に基づく保険者間調整の対象レセプトも一度過誤返戻となり、診療報酬を返還していただくことになります。 委任状がある場合、この診療報酬を一度返還していただく対応が不要になります。
11	医療機関等コード変更（旧医療機関等コード提出）	過去に医療機関等コード（旧コード）を変更しております。旧コードも今回提出が必要ですか。	旧コード分の提出は必要ありません。 今回提出する委任状・委任拒否状は現在の医療機関等コード分のみとなります。 不要な書類の作成をなくすため、旧コード分が対象となった場合にのみ本会より連絡し、御提出をお願いします。
12	各種登録内容の変更	厚生局へ各種登録内容の変更手続きを行いました。委任状・委任拒否状も再提出が必要ですか。	再提出を頂く必要がある場合には国保連合会より郵送（口座情報登録届出に同封）させていただきますので、御提出をお願いします。 ※再提出を頂く必要がある場合 医療機関コード変更、医療機関名称変更、所在地変更、開設者変更 等
13	処理後連絡	レセプトの処理前には連絡が入りますか。また、処理結果は確認できますか。	処理を実施する前に、原則、保険者から医療機関等へ御連絡しております。 また、処理結果は「国民健康保険過誤調整結果通知書 振替分」として御報告しております。
14	提出方法	医科・歯科併設ですがまとめて1枚で提出して良いですか。	医療機関コードごとに1枚作成いただき、御提出をお願いいたします。
15	記入方法	委任状・委任拒否状の「印」はどのような印鑑を使用したら良いですか。	口座情報登録届出に登録いただいている印鑑で押印をお願いいたします。
16	提出方法	提出はFAXで良いですか。	郵送または持参で以下住所へ提出をお願いいたします。 〒960-8043 福島市中町3番7号 福島県国保会館 業務審査課 過誤調整係 宛 ※点線で切り取り、封筒に貼付いただけますと便利です。